

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市教育委員会事務局学校管理担当の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 明石市立中学校西部地区（江井島中学校ほか 3 校）及び明石市立明石商業高等学校体育館の空調整備業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市立江井島中学校（明石市大久保町西島 680 番地の 5）
明石市立魚住中学校（明石市魚住町清水 364 番地）
明石市立魚住東中学校（明石市魚住町金ヶ崎 1687 番地の 14）
明石市立二見中学校（明石市二見町西二見 594 番地）
明石市立明石商業高等学校（明石市魚住町長坂寺 1250） |
| (3) 業 務 概 要 | 各施設における以下の業務一式
① 体育館の空調整備に係る現地調査業務
② 体育館の空調整備に係る施工計画作成業務
③ 体育館の空調設備に係る設計業務
④ 体育館に設置する空調機の調達、設置業務
⑤ 体育館の空調機設置による高圧受変電設備の改修等電気設備業務
⑥ 施工管理及び進捗管理業務
⑦ その他上記に関連する事項 |
| (4) 履 行 期 間 | 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 124,545,454 円（税抜） |

2 プロポーザル方式参加要件

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（建設工事部門）に工種が管工事で登録されていること。
※ 未登録の業者については、参加申請書等の提出期限（2025 年 3 月 14 日）までに競争入札等参加資格申請書が明石市総務局財務室契約担当に受理されていること。
- (2) 2014 年 4 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る公共施設への空調設置契約を元請として完了した業務実績を有すること。
- (3) 管工事における適正な専任の技術者を業務責任者として配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (9) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2025 年 2 月 18 日（火）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5197）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 図面データの貸与

希望する者は、下記のとおり図面データを貸与します。

貸与する図面データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできません。また、プロポーザル終了後返却していただきます。

※ 図面データはあくまでも参考資料です。

- (1) 配布期間 : 2025 年 2 月 27 日（木）から 3 月 14 日（金）午後 5 時まで
- (2) 受付方法 : 以下の事項を記載（任意様式）のうえ、2025 年 3 月 14 日（金）午後 1 時までに F A X にて申し込むこと。
- ・業務名
 - ・住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ・担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、E-mail アドレス）
 - ・図面データ貸与を希望する旨、来庁予定日時、来庁予定者名
- ※ F A X 送信後は、確認のため電話連絡（078-918-5197）してください。
- (3) あて先 : F A X（078-918-5111）
明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当
公募型プロポーザル方式契約担当者 宛
- (4) 貸与場所 : 〒673-8686 兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当（分庁舎 4 階）
- (5) 貸与方法 : 図面データを記録した記録媒体（CD-R 若しくは DVD-R）を貸与します。
- (6) 返却方法 : 2025 年 3 月 31 日（月）までに、明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理

担当（分庁舎4階）まで持参し、返却してください。

※貸与時及び返却時は、来庁日時、会社名及び来庁者名を受付表に記入いただきます。また、貸与時は、図面データ使用に関する誓約書を記入いただきます。

- (7) 現地確認： 現地確認を希望する場合は、事前に明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当公募型プロポーザル方式契約担当（078-918-5197）に電話でご連絡ください。担当者が学校と現地確認の日程調整を行います。ただし、学校等の都合により、現地確認ができない場合がありますのでご了承ください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5111）により学校管理担当へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2025年2月18日（火）から2025年2月25日（火）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2025年2月27日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、6部コピー／様式5）

ウ 参考業務費内訳書（表紙）（7部／様式6）

エ 参考業務費内訳書（本体）（7部／任意様式 ※ただし施設別の業務費は記載すること）

オ 企画提案書（7部／「企画提案書作成要領」参照）

カ 公共性（施策反映）評価提出書（7部／「公共性（施策反映）評価について」参照）

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

・個人の場合： その3の2

（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・法人の場合： その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

- (2) 書類の提出については、郵送または持参とします。郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。持参の場合は、明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当（分庁舎4階）まで持参してください。提出時に、来庁日時、会社名及び来庁者名を受付表に記入いただきます。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2025年2月27日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送・持参してください。

ウ 提出期限は、2025年3月14日（金）午後5時（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送で提出する場合は、郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5111）により明石市教育委員会事務局

局教育企画室学校管理担当へ送信してください。

7 提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 実施日 2025 年 3 月 18 日（火）に行います。参加申請書等の受付終了後に参加者に個別に時間を連絡します。
※参加状況等によっては実施日を変更する場合があります。
- (2) 実施場所 明石市役所分庁舎 4 階 教育委員会室
- (3) 審査時間 プレゼンテーション：20 分以内
ヒアリング：20 分程度
- (4) 説明内容 企画提案内容について、主に以下の事項について説明してください
 - ・企画提案の概要について
 - ・提案者が本業務において特に重要だと認識している事項の対応についてなお、提案説明の実施にあたり必要な機材は持参してください。

8 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第 25 条に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の 110 分の 100 で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に 10 % を加算した額で契約を行います。

なお、1 円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

11 契約の締結について

(1) 受託予定者

審査の結果、選定された提案者は、本業務委託契約の優先交渉権を得たものとし、本業務に係る受託予定者となります。

そのため、受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに明石市と契約内容に関する調整を行うことになります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求すること

はできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

（4）再委託について

契約時点で判明している再委託先があり、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「再委託（変更）承諾申請書」を提出し、承諾を得てください。

（5）その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- （1） 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- （2） 同一業務について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- （3） プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- （4） 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- （5） 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- （1） プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- （2） 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- （3） プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- （4） 提出書類を送付・持参する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- （5） 宅急便等の指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- （6） 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- （7） 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- （8） 申込みに必要な提出書類がないもの
- （9） 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- （10） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- （11） 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- （12） 参考見積書の金額を訂正したもの
- （13） 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 業務責任者は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲、仕様等）については、別途協議を行い、決定するものとします。
- (9) 提出された企画提案書等は、本業務以外の目的には使用しません。ただし、情報公開請求があったとき、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれが無償で使用するものとします。また、提出された企画提案書等は、複製を作成する場合があります。
- (10) 再委託を行う場合は、契約後、随時再委託承諾申請書を提出していただきます。
- (11) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザルに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を確認することがありますので、ご注意ください。